

日本古文書学

付録

はじめに

一 この付録は、本書（佐藤進一氏著『古文書学』（法政大学通信教育部発行）の学習資料として、本書（一五六頁まで）に収録されている文書の読下し文を作成、編集したものである。この付録を本書一五七頁以下の学習にも役立ててほしい。

一 読下し文の配列は、本書に文書が登場する順序に従った。その文書の頁数は読下し文の文書名に付記した。

一 印刷等の都合により、文字・文体の表記を便宜的に次のように処理した。

1 漢字は常用漢字を用いる。

2 ルビ（読み仮名）は現代仮名遣いを用いる。

3 割注は（〜）で括り、文字の大きさを本文と同じにする。その他の小字にすべき文字も本文と同じ大きさにする。

一 読下し文の作成は河内祥輔（法政大学文学部教授）が担当した。

（二〇〇八年十月一日）

1 検非違使別当宣 (10頁)

別当べつとうの宣せんを被かるに僞いつはく、犯人ぼんにん藤原行時ふじわらのゆきとき、前大和掾さきのやまとのじょう □正忠まさただの許もとに籠こめ置おくてへり。仍よつて其その身みを召めし進まらせしむるの処ところ、正忠せいしゅうの今月こんげつ十四日じゅうしちにち □申文もうしぶんに僞いつはく、件くだんの犯人ぼんにん藤原行時ふじわらのゆきとき、紀伊国伊都きのくにいと □に居住きよじゆうし、彼かの国くにの追捕ついでし使し坂上重方さかのえのしげかたの宅たく、垣内かきうち (かいと) の丑寅うしとらの角すみ、 □従者じゆうしやく内藏正木うちのかみまさきの屋や (あるいは、内藏正の木屋うちのかみまさきのきや) に住じゆうせしむるの由よし、今月こんげつ九日くじつ、内惟光うちのかれみつ申もうし □。督長かどのおさを正忠せいしゅうに差さし副そへ、件くだんの行時ゆきときを捕とらへ進まらせしめん。若もし猶なほ □進まらす事こと無なくば、同意どういに処しよせてへれば、正忠せいしゅう・重方ちゆうほう等を以もつて、其その弁わきまを申まさしめよてへり。

長保元年七月十五日

左衛門権少尉安倍「信行」 □ (一番 (うけたまわる))

2. 鎮西探題 北条英時 裏書 (13頁)

此この御下文等おんくだしごみら、安堵あんどの注進ちゆうしんに就つき、関東かんとうに持参じさんするの間あいだ、長途ちようとに於おいて若もし紛失ふんしつせしめば、難儀なんぎたるべき旨むね、申もうす所ところ、子細しさい無なきに非あらず。申請しんせいに任まか、其その沙汰さた有あるところなり。

元亨三年九月五日

修理亮 (花押)

3 河内国金剛寺文書紛失状 (14頁)

右、当寺の文書は、本願上人深く所存の旨有りて、御影堂に納め置かると云々。しかるに覚阿房、偷み取りて闕外に出だし、我物の思を成さるるの間、寺家牢籠の刻、殊に御沙汰を経、且つ大秦殿(大秦殿カ)に触れ申され、去んぬる承久二年十二月日、宮庁の御下文を成さる。(中略)覚阿房に触れ申すと雖も、事を左右に寄せ、猶返し置くの意無し。今に於いては、寺家所帯の案文を以て、専ら正本に為すべし。但し、面々に其の案を帯びば、已に文書の規模無きに似たり。兼ねて向後の誣論を貽すべきか。仍て庁の御下文に任せ、紛失状を立て、以て永代の亀鏡と為し、以て門徒の重宝と為さん。後鑑を全うせんがため、御使の愚判を加ふ。

貞応三年十月十六日

宮庁御使公文法師(花押)

院主 大法師(花押)

4 平子重房文書紛失状 (15頁)

平子太郎重房謹みて立て申す紛失状の事。

右、本領周防国仁保庄地頭職は、曩祖より重房に至るまで、代々相伝の知行相違無し。然れども公験・手継等の重書、去ぬる月、宿所炎上の時、悉く焼失せしめ畢んぬ。当時の違乱無しと雖も、後代の亀鏡に備へんがため、案文を調へ進らするところなり。早く傍例に任せ、御証判を給はり、正文に擬へん(擬せん)がため、

恐々言上件の如し。

至徳元年七月二日

「存知し候ひ了んぬ。」

左京権大夫(花押)

5 孝謙天皇宣命 (50頁)

本書「注解」。

※追加注：○「内召五位已上宣命」内に五位已上を召し、命を宣る。

6 醍醐天皇詔書 (53頁)

詔すらく、古の瑤図を撫し、宝籙を鑑る者、璇機を七政に在て、玉燭を四時に和せざる莫し。用てよく、三百六旬、膏雨破塊の声無く、七十余度、微風鳴条の響きを絶たざるなし。朕、菲質を以て、忝く重光を纂ぐ。毎に教令の明らかならざるを思ひ、常に節候の信無きを恐る。廼に有司奏言すらく、今月朔旦冬至を推得す。終りて復始まる。致りて自然に在りと。朕、自ら惟るに、寡徳何を以てか嘉辰に会はん。豈祖宗の靈睭、臣佐保持の致すところに非ざらんや。須らく天下とこの休祥を共にせんがために、昌泰元年十一月廿一日昧爽より

以前、徒罪以下軽重を論ぜず、咸く原免に従へ。但し、八虐・故殺・謀殺・強窃二盗・私鑄錢・常赦の免ざざるところ、及び官物を欠負するの類は赦の限りに在らず。若し赦前の事を以て相告言せば、その罪を以てこれを罪せよ。その門蔭久しく絶えむ。才効尤も著るる者は、特に栄賞を加へて以て朝章を穆へ。又、内外文武官主典以上は爵一級を叙せよ。在京正六位上の諸吏及び史生以下、直丁以上、並びに天下高年の者には、宜しく量りて物を賜ふべし。庶は金科に出づる者をして徳沢を再生の年に沐せしめ、爵賞を延ぶる者をして恩光を一陽の日に戴かしめんことを。遐邇に布告して朕が意を知らしめよ。主る者施行せよ（施行行へ）。

昌泰元年十一月廿一日

從五位下守中務少輔藤原 宣奉行

大納言 藤原時平

権大納言 菅原道一（自余注さず）

詔書右の如し。請ふらくは勅を奉り、外に付けて施行せんと、謹み言す。

昌泰元年十一月廿一日

可。

7 太政官符（56頁）

太政官符す、安芸国司。

僧都楽。

伊都岐嶋社に遣はず。

仏舍利老粒を齋さしむ。銀壺老口に入る。

右、正二位行権大納言兼中宮大夫藤原朝臣隆季宣す。勅を奉るに、件の僧を差し、彼の社に発向す。須ら

く牧宰に下知し、食参具・馬疋疋を充て、往還するを得せしむべし。路次の国、亦宜しく此に准ずべし。但し、

放つところの返抄、国、即ち署を押し、印を加へて言上せよてへり。国宜しく承知し、宣に依りてこれを行ふ

べし。符到らば奉り行へ（奉行せよ）。

左少弁正五位下藤原朝臣（花押）

正六位上行左少史三善朝臣（花押）

承安二年二月廿八日

8 太政官符（58頁）

太政官符す、神祇官。

広瀬神社老前。在り、大和国広瀬郡。

右、右大臣の宣を被るに倂はく、件の社、自今以後、宜しく月次幣帛の例に預かるべしてへり。官宜しく承知

すべし。宣に依りて施行せよ（施行し行へ）。符到らば奉行せよ（奉り行へ）。

□□位下行左中弁兼式部員外大輔大伴宿祢「家持」左少史正七位上土師宿祢「権取」

ほうき
宝龜三年五月廿日

9 刑部省移 (59頁)

あ
刑部省移す、民部省。

あ
合はせて仕丁伍拾肆人。〈直丁 廿七人。廡 廿七人。〉

まさ
応に米壹拾伍斛陸斗陸升、塩壹斗伍升陸合陸夕、布式拾漆段を給ふべし。

しょう
省の仕丁一十二人。〈直丁 六人。廡 六人。〉

まさ
応に米三斛四斗八升〈人別日二升〉、塩三升四合八夕〈人別日二夕〉、布六段〈人別一段〉を給ふべし。

しゅごくし
囚獄司の仕丁卅二人。〈直丁 廿一人。廡 廿一人。〉

まさ
応に米十二斛一斗八升〈人別日二升〉、塩一斗二升一合八夕〈人別日二夕〉、布廿一段〈人別一段〉を給ふべし。

なら
並びに応に久尔宮に給ふべし。

いぜん
以前、省並びに所管の司の仕丁等、来る三月廿九箇日の料、請ふところ件の如し。故に移す。

てんびよう
天平十七年二月廿日

じゅしちのじよみきようしやうかにか
從七位上行 少録 韓国連 「大村」

じゅしいのげしきよう
從四位下守卿 「王」

10 但馬国司牒 (61頁)

但馬国司牒し上る、造東大寺司。

合はせて進上の奴共人。

奴池麻呂。

奴糟麻呂。

右、伴の奴、民部省の去んぬる天平勝宝元年九月廿日の符に依り、去ぬる正月八日を以て進上すること已に訖んぬ。此れ故無く、二月廿六日を以て逃れ来る。仍て奴の正身を捉へ、本主大生部直山方等に付け、進上すること前の如し。今、事の状を具し(事状を具にし)、謹みて牒す。

天平勝宝二年三月六日

守從五位下勲十二等楊胡史「眞身」

史生 正七位上 巨勢朝臣「古万呂」
掾 正六位上 縣犬養宿祢「吉男」

11 雑訴決断所牒 (62頁。263頁)

雑訴決断所牒す、紀伊国衙。

大徳寺 雑掌申す、当国高家庄の内、千住名森目堂、武蔵房 盛順 濫妨の事。

牒す。盛順、去年三月廿八日の諭旨を捧げ、子細を申すに依り、先度、当所の牒を成さると雖も、大徳寺、

同年九月十五日の綸旨を帶ぶるの上は、当庄の内、千住名に於いては、盛順の違乱を止め、元の如く、寺家の雑掌を当名に沙汰し居ゑらるべしてへり。以て牒す。

建武二年八月廿八日

前伯耆守藤原朝臣

権中納言兼春宮権大夫左衛門督藤原朝臣（花押）

権天文博士安倍朝臣（花押）

正三位藤原朝臣

少判事兼明法博士左衛門大尉豊前守坂上大宿祢（花押）

従三位平朝臣

右中弁藤原朝臣（花押）

12 他田日奉部神護解（63頁。263頁）

謹みて解し申し請ふ、海上郡の大領の司に仕へ奉る事。

中宮舍人左京七条の人、従八位下海上国造他田日奉部直神護が、下総国海上郡の大領の司に仕へ奉らんと

申す故は、神護が祖父、小乙下忍、難波の朝廷に少領の司に仕へ奉りき。父、追広肆宮麻呂、飛鳥の朝廷に少

領の司に仕へ奉りき。又、外正八位上を給はりて、藤原の朝廷に大領の司に仕へ奉りき。兄、外従六位下勲十二

等国足、奈良の朝廷に大領の司に仕へ奉りき。神護が仕へ奉る状は、故兵部卿従三位藤原卿の位分資人、養老二

年より始まりて神龜五年に至るまで十一年、中宮舍人、天平元年より始まりて今に至るまで廿年、合はせて

卅一歳。是に以て祖父・父・兄らが仕へ奉りける次に在るが故に、海上郡の大領の司に仕へ奉らんと申す。

13 坂合部浜足解 (64頁)

坂合部浜足解し申し請ふ、病に依り、参向せざる状の事。

右、比のごろの間、冷病強く起りて、身体腫れ疼き、立ち坐りに便ならず、辛苦し侍り。此の過に依り、暇五箇日を請ひ、参向するを得ず。仍て日遅れの怠状を注し、謹みて以て解す。

宝亀元年十月十日

14 息長黒麿解 (64頁)

謹みて解し申し請く、出挙銭の事。

合はせて錢肆佰文。質は式下郡十三条卅六走田一町。

受く。山道真人津守。

息長真人家女。

山道真人三中。

右、件の三人、死生同心し、八箇月を限りて半倍、將に進上せんとす。若し進上せずば、息長黒麿將に進上せんとす。仍て状を録し、以て解す。

天平勝宝二年五月廿六日

息長真人黒麿

15 太政官符 (65頁)

太政官符す、太宰府。

応に貞久法師をして領知せしむべき、中宮職 領管 大隅国 寄郡の内下大隅郡大祓寝院・鹿屋院・串良院・

小原別符・西俣村・百引村・横河院・曾小川村 (地頭領知分) 預所職 の事。

右、彼の職の去ぬる月 廿六日の解状を得るに俚はく、件の庄庄は、当職領の重色の地として、貞久法師知行

を致し、課役を勤むるところなり。望み請ふらくは (望請せらくは) 恩裁、貞久法師を以て、件の庄の預所職に

為し、定め置かるるの年貢、懈怠無くば、向後の牢籠有るべからざるの旨、將に官符を下され、弥よ勤役を専

らにせんとすてへり。従二位行 権中納言 兼 春宮権大夫 左衛門督 大学頭 藤原朝臣 実世宣す。勅を奉るに、請

ふに依れてへり。府承知し、宣に依りてこれを行へ。符到らば奉行せよ (奉行行へ)。

修理左宮城使 従四位上行 左中弁 兼 春宮亮 藤原朝臣 (花押)

修理東大寺大仏長官正四位下行 左大史小槻宿祢 (花押)

建武二年十月七日

16 太政官牒 (66頁)

太政官牒す、東大寺三綱。

応に仕丁拾貳人を返し送るべし。

牒す。造東寺司の解を得るに俾はく、件の仕丁等、大仏を修理し奉るの間、本寺に遣し送る。而るに修理し訖んぬと雖も、猶未だ返し送らず。今、官宣を被るに俾はく、彼の寺の金堂、応に作り了んぬる期に、勘録して申し送るべしてへれば、司、宣旨に依り、件の仕丁等支度に載する数、申し送ること既に畢んぬ。仍て返し請ふべきの状、申し送ること件の如してへり。寺宜しく状を察し、早速に返し送るべし。以て牒す。

大同二年六月二日

正六位上 行左少史山田連「弟分」牒す。

従五位上守左少弁藤原朝臣「千引」

17 左京職移 (66頁)

左京職移す、東大寺。

婢弟女。

○秋女。己上の二人は六条一坊戸主犬上朝臣真人の戸口犬上朝臣都可比女の賤。

右、○○○女の訴状を得るに云はく、上件の婢等、去んぬる三月を以て券を立て、東大寺に売り納むること己に訖んぬ。然るに、寺未だ其の価を与へずして今に至り、訴へ申して己に数月を経るも、都て処分無しへり。○○○状、関市令を案ずるに云はく、奴婢を売買するには、券を立て、価を付けよ。然れば即ち、券を立つる理、

応まこに価あを付くべし。若もし未まだ価あを与たまへずば、訴うふるところ理かに合あふ。仍よつて訴う状じやうを具ぐし、移い送そうすること件けんの如ごとし。至いたらば早はやく処しょ分ぶんせよ。故ゆゑに移うつす。

天平感宝元年六月十日

從七位上行 少属 平群臣 「広道」

正六位上行 少進 猪名真人 「東方呂」

18 宣言せんげん (70頁)

本書「読下し」。

※追加注：○「六条院」ろくじょういん。○「御庄」みしょう。○「寺家」じけ。○「鞆田村」ともだむら。○「承德」じょうとく。○「備前守」びぜんのかみ。○「平正盛」たいらのまさもり。○「天仁」てんにん。○「都介村」つげむら。○「暗」あんに。○「所当官物」しよとうかんもつ。○「率補」りつぷ。○「庄家」しょうけ。○「進止」しんし(しんじ)。○「申状」もうしじやう。○「件」くだん。○「石別」こくべつ。○「所為」しよゐ。そい。○「請」こつ。○「奉」うけたまわ。○「左大史」さだいし。○「小槻宿祢」おづきのすくね。

19 官宣旨 (76頁)

本書「読下し」。

※追加注…○「下」くだす。○「伊勢国」いせのくに。○「多度神宮寺」たどじんぐうじ。○「解状」げじょう。○「僞」いつ。いハク。○「寺家」じけ。○「押妨」おうぼう。○「彼」か。○「正文」しよもん。○「権中納言」ごんのちゆうなごん。○「藤原朝臣」ふじわらのあそん。○「実季」さねすえ。○「承保」じようほう。

20 官宣旨 (79頁。266頁)

右弁官下す、紀伊国金剛峰寺。

応に慥に当寺の住侶覚観の身を召し進らせしむべき事。

右、高野・金峰両山の僧徒、訴訟を致すに依り、已に諍譚に及ぶ。仍て子細を尋ね問はれんがため、彼の覚観、度々其の召し有りと雖も、参洛を企てず、遂に以て離山し、山沢に亡命し、追喚に従はず。これを政道に論ずるに、違勅の科を招かん。大納言源朝臣通具宣す。勅を奉るに、宜しく諸寺・諸山に仰せ、其の身を召し進らせしむべしてへり。寺宜しく承知すべし。宣に依りてこれを行へ。

嘉禄二年八月十五日

左大史小槻宿祢 (花押)

権中弁 平朝臣 (花押)

21 院庁下文 (82頁)

本書「読下し」。

※追加注：○「院庁」いんのちよう。○「信濃国」しなののくに。○「小川御庄」おがわのみしよう。○「下知」げち。○「御領」ごりよう。○「無道」ぶどう。むどう。○「讎」＝讐。しゅう。○「去」さ
ンヌル。いヌル。○「殺害」せちがい。○「讓状」ゆずりじよう。○「遺物」ゆいもつ。○「停止」ち
ようじ。

22 七条院庁下文 (85頁)

「七条院庁御下文。檜牧庄。貞応三三三五。」

七条院庁下す、大和国檜牧庄官等。

早く相伝の理に任せ、法印権大僧都道嚴を以て当庄の預所職に為すべき事。

右、今月日の彼の解状に侖はく、件の庄は縣清理の開発以後、十余代の間、更に異論無し。且つ相伝の次第、
去んぬる建久九年の庁の御下文に明白なり。然れば預所職に於いては、甲乙の輩の妨げを停止し、道嚴の

門跡、相伝知行すべきの由、仰せ下されんと欲すてへれば、相伝の理に任せ、甲乙人の妨げを停止し、彼の道嚴を以て預所職に爲し、門跡相承すべきの状、仰するところの件如し。庄官等宜しく承知すべし。違失すべからず。故に下す。

貞応三年正月 日

主典代西市正

兼皇后宮大属安倍朝臣(花押)

別当権大納言源朝臣(花押)

判官代宮内少輔藤原朝臣(花押)

越前守藤原朝臣(花押)

左少弁平朝臣(花押)

23 安芸国司庁宣(87頁)

本書「読下し」。

※追加注：○「郡司職」ぐんじしき。○「惣大判官代」そうだいほうがんだい。○「頼方」よりかた。○「天喜」てんぎ。

24 後一条天皇綸旨(92頁)

本書「読下し」。

※ 追加注：○「古跡」こせき。○「万寿」まんじゆ。○「歟」か（疑問詞）。○（目付の行の）「奉」うけ
たまわれ。○「仁海律師房」にんがいりつしぼう。

25 後醍醐天皇綸旨（94頁）

道覚、勇健の士を相率ゐ、合戦の忠節を致すべし。勲功有るに於いては、勸賞を行はるべしてへれば、綸旨此
くの如し。これを悉せ。

元弘三年四月廿三日

勘解由次官（花押）

26 後白河上皇院宣（97頁）

大和国の檢注の事、国司の申状此くの如し。早く寺家に仰せらるべしてへれば、院の御氣色に依りて言上件
の如し。親範、恐惶敬白。

十一月十七日

権右中弁平（草名）奉る。

「保元三年」

進上す、華藏院僧正御房。

27 関白藤原師実御教書（99頁。寛治七年の文書なり）

かんぱくどの おお ことむ
関白殿の仰せを被るに云はく、来る廿六日の伊勢公卿勅使の禄分料、並びに合袴三腰、期日以前に美麗に調進すべきの由、宜しく遣し仰すべしてへり。仰せの旨此くの如し。知綱謹んで状す。

十月十二日

えもんごんのすけ
右衛門権佐藤原知綱 奉る。

つし たてまつ
謹み奉る、淡路守殿。

28 摂政九条道家御教書（99頁）

せつしやうくじやうみちい えみぎやうしよ
来月廿五日、当社に行幸有るべし。先例に任せ、これを存知せらるべし。摂政殿の御気色に依りて執達件の如し。

二月廿二日

うだいべん
右大弁（花押）

かてい
「嘉禎二年」

くわうじやうのせつじやうのためつね
「藏人頭藤為経」

はちまんべつとうほういんごぼう
八幡别当法印御房

29 後奈良天皇女房奉書（102頁）

な ならてんのうらにようぼうほうしよ
本書解説。

30 官宣旨 (104頁)

左弁官下す、伊予国。

応に從三位藤原朝臣綱子をして、院庁の御下文並びに相伝の理に任せ、永く当国宇弓削嶋庄を領掌せしむべき事。

右、綱子の今日月の奏状を得るに侖はく、謹んで案内を檢ずるに、諸国の庄牧、相伝の理に任せて知行せしむるは例なり。爰に件の庄は、養母源氏、相伝領掌して年序を歴るところなり。而るに去んぬる承安元年の比、公験等を相副へ、綱子に譲り渡すところなり。随つて則ち、子細を注して院奏を歴るの処、同年七月廿七日、彼の讓狀に任せて領掌せしむべきの由、庁の御下文を成し賜られ畢んぬ。相伝の子細、件の狀に具にす。然りしより以降、彼れ此れ異議無く知行せしむるの間、去んぬる治承元年五月十五日の夜、嚴親前大納言藤原卿の居処、五条東洞院、炎上するの間、彼の庄の券契・調度の文書等、皆以て焼失す。但し、院庁の御下文に於いては、庁底の留案に付きて書き取るところなり。凡そ件の庄、当時の知行相違無しと雖も、或いは向後の牢籠を断たんがため、或いは公験焼失の証拠に備へんがため、専ら勅裁を蒙らんと欲す。望み請ふらくは(望請せらくは)天裁、院庁の御下文並びに相伝の理に任せ、宣旨を下され、子子孫孫の相伝領掌の龜鏡に備へんと欲すてへり。権大納言藤原朝臣実房宣す。勅を奉るに、請ふに依れてへり。国宜しく承知すべし。宣に依りてこれを行へ。

治承三年八月廿二日

大史小槻宿祢 (花押)

右少弁藤原朝臣 (花押)

31 関白左大臣家政所下文 (105頁)

関白左大臣家政所下す、撰津国嶋上郡水成瀬郷の刀祢・住人等。

仰せ下す、雑事二箇条。

一 東大寺領水成瀬庄領の畠肆箇処、前庄司秦重時等、新券文を造り、不知名行願寺別当並びに山崎の住人等に沽却するを停止し、旧の如く、四至に任せ、庄領と為すべき事。

右、彼の庄司丹後掾藤井安吉の愁状に云はく、件の畠、年来の作人僧法道・尾張為道・秦重時・物部常延・同く近頼等六人の中、重時に至りては、本より旧の庄司として、条里・四至並びに絵図等を存じ乍ら、同心し合力して、俄に新券文を造り、件の輩に沽却す。甚だ以て左道なり。しかのみならず、庄内の四至を案ずるに、南は限る善法寺領、東は限る大路、北は限る河、西は限る山なり。真偽の至り、已に以て掲焉なり。なかんづく、年来、地子は究進有ること無く、未済多数なり。早く件の謀計を停止せられ、作手を放ち避られんと欲す。爰に重ねて由緒を案ずるに、件の庄の絵図並びに四至の内、何ぞ私人の領有らんや。愁を為すの甚だしき、斯れに過ぐるは莫してへり。仰するところ件の如し。在地の刀祢・住人等、宜しくこれを承知し、重時

等を召し問ひ、使者と共に真偽を相定め、事实在らば、旧の如く庄領と為すべし。

一 早く同じく庄田の去今兩年の地子物等を弁進すべき事。

右、同じく庄司安吉の愁状に云はく、件の輩、田堵として、年来庄田を耕作し、地子物を弁済せず。或いは八幡宮の寄人と称し、或いは殿下の散所の雑色と号し、鎮に遁避を致すてへり。同じく地子物を究済せしめられんと欲す。遁避を致さしむる勿れ。故に下す。

以前の雑事、仰するところ件の如し。在地宜しくこれを承知し、使者と共に相定むべし。件に依りてこれを行へ。違失すべからず。故に下す。

寛徳二年五月十八日

令主計権助佐伯朝臣在判

別当播磨 源朝臣 在判

散位藤原朝臣在判

前備 中守藤原朝臣在判

右馬頭源朝臣在判

近江守藤原朝臣在判

讃岐守藤原朝臣在判

案主清原在判

大書吏 大膳属 漢人在判

知家事 大膳少属 伴在判

内蔵属物部在判

見長

主計属佐伯在判

主税属秦

左衛門少志坂上在判

かみのすべり
上村主在判

とさのかみ
土左守源朝臣

さんにすがわらのあそん
散位菅原朝臣在判

すおうのかみ
周防守藤原朝臣

もくのかみけん
木工頭兼讚岐藤原朝臣在判

かもんのかみ さだいし これむねのあそん
掃部頭兼左大史周防惟宗朝臣在判

みんぶのこんのしょう
民部権少輔藤原朝臣

せやくいんし
施薬院使惟宗朝臣在判

32 33
ごうだじょうこういんぜん
後宇多上皇院宣 (108頁)

おうみのくにこのしょう
近江国香庄、相伝知行の由、聞こし食され了んぬの旨、院宣候ふところなり。仍て執達件の如し。

ぶんぼう
文保二年九月十三日

うけたまわ
（花押） 奉る。

だじょうだいじんぜんじごぼう
太政大臣禪師御房

のぶふさ
太政大臣禪師御房 宣房

本書「読下し」。

※追加注：○「伊勢国」いせのくに。○「波出御厨」はてのみくりや。○「地頭職」じとうしき。○「左兵衛尉」さひようえのじよう。○「惟宗忠久」これむねのただひさ。○「故出羽守平信兼」こでわのかみたいらののぶかね。○「仍」よつて。○「元暦」げんりやく。

34 前右大将家政所下文 (112頁)

前右大将家政所下す、捧紀五近永。

早く諏訪下宮の神領の塩尻西条の所当物を弁済すべき事。

副へ下す、御下文。

右の所当、作田不作の由を称し、田敷を耕作し乍ら、近年所当を弁済せざるの由、祝四郎大夫盛次訴へ申すと
ころなり。事実ならば、甚だ不当なり。儘に弁済すべきなり。兼ねて又、百姓等を追捕せしめ、資財物を捜し
取り、郷内に居住する盛次の所従の男女十七人を、事を左右に寄せ、搦め取るの由、訴へ申す。事実ならば、
早く糺し返すべきの状、件の如し。以て下す。

建久二年二月廿一日

案主藤井(花押)

れいかずえのしよう
令主計允藤原（花押）

べつとうさきのいなばのかみなかはらのあそん
別当前因幡守中原朝臣

ちかじ
知家事中原（花押）

かものじようこれむね
掃部允惟宗（花押）

藤原

35 将軍家政所下文（114頁。図版20）

しょうぐんげまんじょうくだしとがみ
将軍家政所下す。

早く平家政をして領知せしむべき、下野国中泉西荒居の内の富吉東西郷、越後国白河庄の内の山浦

四箇条へ女子等の分並びに女田寺領下居在家はこれを除く。等の地頭職の事。

右、亡父大見肥後民部大夫行定法師（法名寂円）の弘安四年四月廿六日・同じく六年四月五日の讓状等に任

せて、彼の職として領掌せしむべきの状、仰するところ件の如し。以て下す。

弘安十年十月八日

案主菅野

れいさえものしようじよう
令左衛門少尉藤原

べつとうさまのこんのかみけんさがみのかみたいらのあそん
別当左馬権頭兼相模守平朝臣（花押）

ちかじ（ちけいじ。ちかじ）
知家事

さきのむでしのかみ
前武蔵守平朝臣（花押）

36 足利尊氏袖判下文 (118頁)

(花押)

くだ
下す、安保新兵衛尉。

しなのくにこいずみのしやう うち わろがのう
信濃国 小泉庄の内、室賀郷の地頭職の事。

ひと もつ くんこう しやう
右の人を以て、勲功の賞として、彼の職に補するところなり。早く先例に任せて 領掌すべきの状、件の如し。

げんこう
元弘三年十二月廿九日

37 前右大將家下知状 (120頁)

さきのうだいしやうげちじやう
早く仰せの旨を守り、沙汰致すべき、備後国大田庄訴へ申す両条の事。

ひじつ
一 惣追捕使として庄民を煩はすを停止すべき事。

右、事を惣追捕使の沙汰に寄せ、猥りに庄民を云ひ煩はすの由、其の訴有り。所行の旨、尤も以て不便なり。自今以後、其の煩ひを停止すべし。

ひじつ
一 庄官兼隆・光家等をして、内裏大番を勤仕せしむべき事。

右、件の役に依り、庄家に煩ひを致すべからず。次第の月充を守り、其の役を勤むべし。然れば此の外、更に云ひ煩はすべからず。

以前の兩条、前右大将殿の仰せに依りて下知件の如し。

建久六年六月五日

平 (花押)

前右京進 (花押)

前因幡守 (花押)

38 鎌倉殿へ源実朝へ下知状 (121頁)

下す、加賀国井家庄地頭代官所。

早く且つうは自由の狼藉を停止し、且つうは撫民の計らひを致し、領家の使の下知に従ふべき事。

右、当御庄は、重役他に異なる御庄なり。而るに地頭の代官、新儀の非法を以て業と為すの間、士民安堵せず、

公物済し難きの由、其の訴有り。早く自由の狼藉を停止し、先例に任せて沙汰致すべきの状、鎌倉殿の仰せに

依りて下知件の如し。

元久二年六月五日

遠江守 平 (花押)

39 関東下知状 (123頁)

本書「読下し」。

※追加注：○「鹿嶋」かしま。○「行心」ぎようしん。○「大枝郷」おおえだのごう。○「嘉禎」かてい。

○「相互に」あいたがいに。○「経」ふ（動詞）。○「永仁」えいにん。

40 関東下知状 (126頁。図版22)

早く平氏（字摩尼）を以て、越後国白河庄の内の米王丸の名田（母の一期の後と云々）並びに同じく

紀宗追の名田を領知すべき事。

右、亡父大見肥後民部大夫行定法師（法名寂円）の弘安六年四月五日の讓状に任せて領掌せしむべきの状、

仰せに依りて下知件の如し。

弘安十年十月八日

前武藏守平朝臣（花押）

相模守平朝臣（花押）

41 足利直義下知状 (129頁)

あしがたただよしげちじょう
本書「読下し」。

※追加注…○「法華堂」ほつけどう。○「美作国」みまさかのくに。○「英多保」あいたのほ。○「安東千代一丸」あんどうちちよいちまる。○「康永」こうえい。○「美作前司」みまさかぜんじ。○「謂」いわれ。○「員数」いんずう。○「貞和」じょうわ。○「左兵衛督」さひようえのかみ。

42 室町幕府奉行人連署下知状 (133頁)

むろまちばくふぎようになれんしよげちじょう
本書解説。

※追加注…○「以下」いげ。○「永正」えいししょう。

43 室町幕府奉行人連署下知状 (136頁)

むろまちばくふぎようになれんしよげちじょう
さこじょううのつぼね ひかにんと ばなむらごろうざえもん にゆうどうどうき いやしきちしなら
佐子 上藤局 の被官人鳥羽中村五郎左衛門入道々喜の居屋敷地子並びに諸商売諸公事役、同じく関兵士見入役
いげ めんじよ おわ きようそうい も いぼん やから
以下の事、免除せられ畢んぬ。 向後相違有るべからず。 若し違犯の族これ在らば、厳科に処せらるべきの条、
宜しく存知すべきの由、仰せ下さるるところなり。 仍て下知件の如し。

げんき
元龜三年八月三日

44 将軍家政所下文 (138頁)

将軍家政所下す、筑前国晴氣御領の住人。

早く大江氏を以て地頭職と為すべき事。

右の人、夫前若狭守藤原頼嗣の今年六月廿一日の讓状、
云々。に任せて、彼の職として領掌せしむべきの状、仰するところ件の如し。以て下す。

仁治二年九月十日

令左衛門少尉藤原 (花押)

别当前武蔵守平朝臣 (花押)

主計頭中原朝臣 (花押)

前陸奥守源朝臣

前美濃守藤原朝臣

前甲斐守大江朝臣 (花押)

散位平朝臣 (花押)
左兵衛尉神 (花押)

案主左近将曹菅野
知家事 弹正忠 清原

武蔵守平朝臣（花押）

散位藤原朝臣（花押）

45 関東下知状（139頁）

早く熊谷平内左衛門次郎時直の濫妨を停止し、同じく三郎資直をして武蔵国西熊谷郷并びに安芸国三入庄の三分一地頭職たらしむべき事。

右、訴陳の趣、参差の間、両方を召決するのところ、資直申す如くんば、熊谷郷は亡父直国相伝の屋敷なり。

三入庄は勲功の勸賞なり。而るに時直一向に領知するの間、去ぬる年の秋のころ、訴へ申すの刻、当郷の内の田

三町・在家三字を資直に去り与ふべきの由、仰せ下さるるに依り、これを分かち給はると雖も、十余町の余田

を聞き、公事を勤仕すべきの由、申さしむるの間、若宮の神領たるに依り、社使乱入するの条、術無き事なり。

且つ直国の書状の如くんば、千虎（時直の童名）は早く出家せしむ。所領を知行すべし。弥虎（資直の童名）

は養子たるべきなり。屋敷は少々分かち給ふの由、これを載す。而るに彼の命に背き元服するの条、其の謂れ無

きの上、両所の御下文を時直に申し与ふる事は、外祖父恩田太郎入道蓮阿の沙汰なり。其の間の事、子細無き

に非ず。蓮阿を召し問はるべしと云々。時直申す如くんば、熊谷郷は神役他に異なるの上、余田は幾くならざる

の間、少々と雖も公事を勤仕すべきの旨、申さしむるの時、社家使入部せしめんか。所詮、当郷に於いては時直

一向にこれを充て給はる。三入庄に至りては資直に分かち給ふべきか。両所の御下文を給はり預かるの時は幼少の間、是非を知らざるものなり。但し、証文顕然の上は証人に問はるべからざるの由、定め置かるるの旨有らんかと云々。母尼の申状の如くんば、所領に於いては、尼の計らひとして子息に分かち与ふべきの由、直国存生の時、申し置くところなり。而るに時直、老母の命に違背し、資直を佗僚せしむるの条、非抛の至りなりと云々（起請の詞、これを略す）。蓮阿の請文の如くんば、吉見尼（蓮阿の継母）蓮阿に申して云はく、千虎・弥虎は幼稚の時より収養せしむるの間、鍾愛するのところ、直国夭亡し畢んぬ。早く熊谷の屋敷と云ひ、勲功の勸賞と云ひ、御下文を千虎に申し与ふべきなり。其の後、尼の計らひとして、三分の二は千虎に充て給ひ、三分の一は弥虎に分かち与ふべきなり。孝養の志、只斯の事に有るべきの由、懇望するの間、申し沙汰するのところ、時直、彼の尼並びに蓮阿の教訓に背き、一向に押領するの条、頗る無道たらんか。但し、時直と云ひ、資直と云ひ、共に以て孫子たるの間、更に親疎を存ぜずと雖も、今御尋ねに就き、注し申すところなりと云々（起請の詞、これを略す）。てへれば、胸臆の詞を以て証文を破り難きの由、時直陳ずるところ聊か其の謂有るに似たりと雖も、御下文を充て給はる事に於いては、幼少の間、知らずに給はるの旨申さしむるの上、母尼並びに蓮阿の起請文炳焉なり。然れば則ち、吉見尼の計らひに任せ、西熊谷郷及び三入庄の三分の一に於いては、資直をして地頭職たらしむべきの状、鎌倉殿の仰せに依りて下知件の如し。

ぶんりやく
文曆二年七月六日

46 室町幕府奉行人連署下知状 (142頁)

棟梁並びに大工職の事、恵林院殿・万松院殿両御代に到り、本所の進止たるべきの旨、定めらるるの段、勿論のものか。しかるに今度、諸大工等歎き申すの趣は、近年、本所恣に御下知を申し給はられ、理不尽の改易、太だ謂無しと云々。彼ら訴訟の段、その廉有るものか。所詮、向後は、本所と番匠と言上の子細これ在らば、相互にこれを尋ね下さるべし。次に、此れ以前の儀は、事の体に依り、御糺明を遂げらるべきの由、仰せ下さるところなり。仍て下知件の如し。

天文廿一年七月十七日

武蔵守平 (花押)

相模守平 (花押)

対馬守平朝臣 在判

掃部助源 在判

47 大内義興袖判下文 (142頁)

(花押)

くだ
にほ
仁保次郎興貞。

早く筑前国穂波郡高田村の肆拾貳町四段余の地（杉平太郎武廉の跡）を領知せしむべき事。

右の人を以て充て行ふ（充行ふ）ところなりてへれば、早く先例を守り、領知を全うすべきの状、件の如し。

えいしよ
永正二年四月十九日

48 関東御教書（144頁）

ひげんのくにえりいやじろうかねつな ぎげのあまれんあ
肥前国恵利弥次郎兼綱の後家尼蓮阿并びに千葉太郎宗胤代行蓮等申す、恵利村の名主職の事、注進状披露の
ところ、彼らの訴訟、棄て置かるところなりてへれば、山代亀丸の知行、相違あるべからざるの状、仰せに依
りて執達件の如し。

しよお
正応元年九月七日

さきのむさしのかみ
前武蔵守（花押）
さがみのかみ
相模守（花押）

だだいのしよに
大宰少貳入道殿

49 六波羅御教書（144頁）

ろくはらみなせしよ
鴨河の堤、大破に及ぶの間、修固のため、先例に任せ、用途を近国の御家人らに支配せらるるところなり。彼の

銭の内式貫文、来月十日以前に沙汰し進らせらるべきなり。仍て執達件の如し。

元亨四年八月廿五日

左近将監(花押)

淡輪右衛門五郎殿

50 鎮西御教書(145頁)

薩摩国阿多郡南方地頭鮫嶋太郎入道蓮覚申す、南方の内の田畠・在家以下の所々を押領せしむる由の事、重訴状(具書を副ふ)此くの如し。来月五日以前に明め申さるべし。違期せしめば、殊にその沙汰有るべきなり。仍て執達件の如し。

嘉元三年七月十二日

上総介(花押)

隠岐三郎左衛門入道殿跡

51 北条経時袖判家人奉書(146頁)

(花押)

平賀郡の内大平賀村々の事、故入道殿御時の例に任せて、元の如く沙汰致さしめ給ふべきの由候ところなり。仍て執達件の如し。

仁治三年十月一日

沙弥盛阿奉る。

曾我五郎二郎殿

52 足利家時袖判家人奉書 (146頁)

(花押)

秦梨子郷は、不輸の地として、当給主にこれを充て賜るところなり。早くその旨を存せしむべきの由、仰せ下さるるところなり。仍て執達件の如し。

弘安四年十一月五日

沙弥重円奉る。

額田郡公文所

53 室町将軍家管領奉書 (147頁)

安芸国入江保領家職の事、早く本所へ官長者の契状の旨に任せ、年貢に於いてはその沙汰を致し、下地に至りては全く領知すべきの由、仰せ下さるるところなり。仍て執達件の如し。

嘉吉元年十二月廿四日

右京大夫(花押)

毛利治部少輔殿

54 山城国守護 遵行状 (147頁)

やましらのくにしゆじゆんぎようじよ
とうじぞうえいりようじよ
東寺造管料所山城国東西九条地頭職の事、去年十二月廿九日御教書の旨に任せて、寺家雑掌に渡し付くべきの状、件くだんの如し。

嘉吉二年正月廿四日

中務少輔 (花押)

多賀出雲入道殿

55 室町幕府引付頭人奉書 (148頁)

むろまちばくふひきつけとうにんほうしよ
いんばやし えもん
院林六郎右衛門入道了法申す、越中国院林・大海両郷地頭職の事、訴状そじよう〈具書を副そふ。〉此かくの如し。子細状しさいじように見ゆ。不日ふじつ、今村十郎の濫妨らんぼうを停止ちようじし、延慶元年十一月廿三日の関東下知状并なびに度々たびたびの施行しぎようの旨むねに任せて、了法りやうほうを下地したじに沙汰さたし付け、請取状うけとりじようを執り進まらせらるべきなり。使節緩怠しせつかんたいの咎とがの事、已すでにその法はを定められ畢おわんぬ。更さらに遅引ちいんの儀ぎ有あるべからざるの状じよう、仰おほせに依よりて執達件しやくたつけんの如し。

康永三年十一月廿八日

散位 (花押)

桃井駿河前司殿

56 室町幕府奉行人連署竪紙奉書 (149頁)

むろまちばくふぶぎようにんれんしよたてがみほうしよ
やましろのくにきたいわくらだいうんじじそうなら
山城国北岩蔵大雲寺々僧並びに地下人等の跡の事、闕所たる上は、計らひ沙汰有るべきの旨、実相院御門跡に申し入れらるべきの由、仰せ下さるるところなり。仍て下知件の如し。

こらしやう
康正三年二月十九日

しもつきのぜんじ
下総前司 (花押)

しもつきのぜんじ
下野前司 (花押)

あぜちほういんごほう
按察法印御房

57 室町幕府奉行人連署折紙奉書 (149頁)

むろまちばくふぶぎようにんれんしよおりがみほうしよ
とうじじようちりようはなぞのたいげ
当寺常灯料 花園田以下の寺辺の田地式町の事、青蓮院門跡と菊亭家と相論するの間、所務を中に置かると雖も、彼の灯明料に至りては、去年分の年貢、不日これを収納せしめ、勤行を専らにせらるべきの由、仰せ出だされ候なり。仍て執達件の如し。

えんとく
延徳四

六月十四日

貞通 (花押)

元定 (花押)

しんにようどうざうしやう
真如堂 雜掌

58

おおうらし しがきょうにんれんしほうしよ
大内氏奉行人連署奉書 (150頁)

まつぎきほうちゆう
松崎坊中に対し、諸篇御尋ねのところ、御神事方、その外の坊領以下、沽却の子細等、言上し畢んぬ。仍て寺社領買得の事は、御代々の御法度として、堅く停止せらるるものなり。然れば急度、売主に対してこれを返付すべし。若し此の旨に背く輩に於いては、一途に仰せ付けらるべきの由、仰せに依りて執達件の如し。

たいえい
大永四年六月七日びつちゆうのかみ
備中守 (花押)ひようぶしゆう
兵部少輔 (花押)だいせんぼう
大専坊

59

あしががよしあきらごはんみぎようしよ
足利義詮御判御教書 (153頁)

だいたくじざしゆう
大徳寺雑掌申す、播州小宅庄三職半分の事。度々仰せらるるところ、使節緩怠し、結局、筑前入道世貞支へ申すに依り免許せらるべきの旨申さしむと云々。守護の身たり乍ら、退座と称し、今更辞退するの条、併ら遵行難渋たらんか。太だ以て然るべからず。不日、貞宗・世貞等の押領を退け、下地を雑掌に沙汰し付け、請取を執り進らすべし。若し尚異議に及ばば、先度の御教書の旨に任せて、その沙汰有らんがため、来月中に起請の詞を載せ、分明の左右を申すべし。期日を過ぎば、定法に任せ、使節緩怠の罪科に処すべきの状、件の如し。

じょうじ

貞治四年正月廿五日

(花押)

あかまつりつしごぼう
赤松律師御房

60 足利義昭御内書 (155頁)

あしかがよしあきごないしよ
こんどじようと あんぎ のぶながなかほ
今度城都の安座、信長半の儀に就き、大坂を始めて、味方中不審相晴れざるの由、言上の条、真木城に至つて
あいうつ しか しよこつ ものども おだ ちようりやく
相移り候。然れば、諸侯の者共、織田がたより調略せしむるに依り、逆意を企て、剩へ小童の事、押さへ取
だん こんご ぜつ ただいま わかえ ようがい おお とうりゆう せやくい あまつぎ しようどう
るの段、言語を絶し候。それに就き、只今、若江の要害に於いて逗留し候。様躰存ずべからざるの間、先づ案内
か しぜん さどのかみほしいまま いえど きようつ すなわ せいはい
として此くの如く候。自然、上野佐渡守 恣の儀これを申すと雖も、許容すべからず。則ち成敗を加ふべく候。
いずれ やなきさわ さ くだ つぶさ き なおふしなが
何も柳沢を差し下し、具に申し聞かすべく候。猶藤長申すべく候なり。

七月廿四日

(花押)

きつかわするがのみ

吉川駿河守とのへ

こばやかかわさえもんのすけ

小早川左衛門佐とのへ

もうりうまのかみ

毛利右馬頭とのへ

61 阿波国守護細川頼春預ヶ状 (156頁)

阿波国牛牧庄地頭(闕所分)の事。立江中庄地頭職の替として、御沙汰落居の間、預け置くところなり。先例に任せ、沙汰致すべきの状、件の如し。

観応二年九月五日

散位(花押)

安宅備後権守殿

(未完)

2014年9月1日 第1版第2刷（文字修正）

2017年3月1日 第1版第3刷